

吉野ヶ里遺跡展示室日常清掃業務委託仕様書

- 1 目的 国営吉野ヶ里歴史公園内に所在する吉野ヶ里遺跡展示室の日常清掃業務を委託する。
- 2 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 業務内容
 - (1) 実施日 … 吉野ヶ里遺跡展示室開館日の毎日（開館日は362日間を予定）

清掃実施日数と休館日の予定及び開園時間

月	清掃実施日数	開園時間	休館日*
4月	30日	9時～17時	
5月	31日	9時～17時	
6月	30日	9時～18時	
7月	31日	9時～18時	
8月	31日	9時～18時	
9月	30日	9時～17時	
10月	31日	9時～17時	
11月	30日	9時～17時	
12月	30日	9時～17時	31日
1月	29日	9時～17時	18日、19日
2月	28日	9時～17時	
3月	31日	9時～17時	
合計	362日		

* 休館日は、原則、吉野ヶ里歴史公園の休園日に準ずる

- (2) 実施時間 … 開館時間内の3時間（1日当たり）
 - ・作業員1名以上の常駐とする。
 - ・原則、毎日同じ時間帯とするが、受注業者と協議の上決定する。
- (3) 実施場所及び内容
 - ① 場所 別添図面のとおりに … 吉野ヶ里遺跡展示室屋内（トイレを含む）及び建物周り
 - ② 内容
掃き掃除、拭き掃除（必要に応じ水拭き・乾拭き）、窓拭き、出入口マット清掃、トイレ清掃、手洗い石けん液・トイレトペーパー・便座消毒液の入替え、ごみ捨て、展示室周りの除草及びこれらに付随する業務

③ その他

- ・清掃業務に要する道具、器具のほか、衛生消耗品（手洗い石けん液・トイレトーパー・便座消毒液等）は受託者で調達すること。
- ・ごみは佐賀県が指示する場所に捨てること。
- ・作業は、来館者の邪魔にならないよう配慮しながら行うこと。
- ・作業終了後は、別に定める清掃作業日報により展示室職員に内容を報告すること。
- ・建物及び設備等に破損や不良箇所等を発見した際は、展示室職員に報告すること。

衛生消耗品の数量目安（年間）

トイレトーパー	約 1,200 個
手洗い石けん液	約 36 L
便座消毒液	約 3,600mL

4 その他

- ・展示室到着時は、事務室入り口から入り、貴重品は事務室に置く。
- ・作業時間中は受託者が定める制服を着用する。
- ・作業員の休憩場所は、来館者の状況に応じて展示室職員が了解する研修室等を使用する。